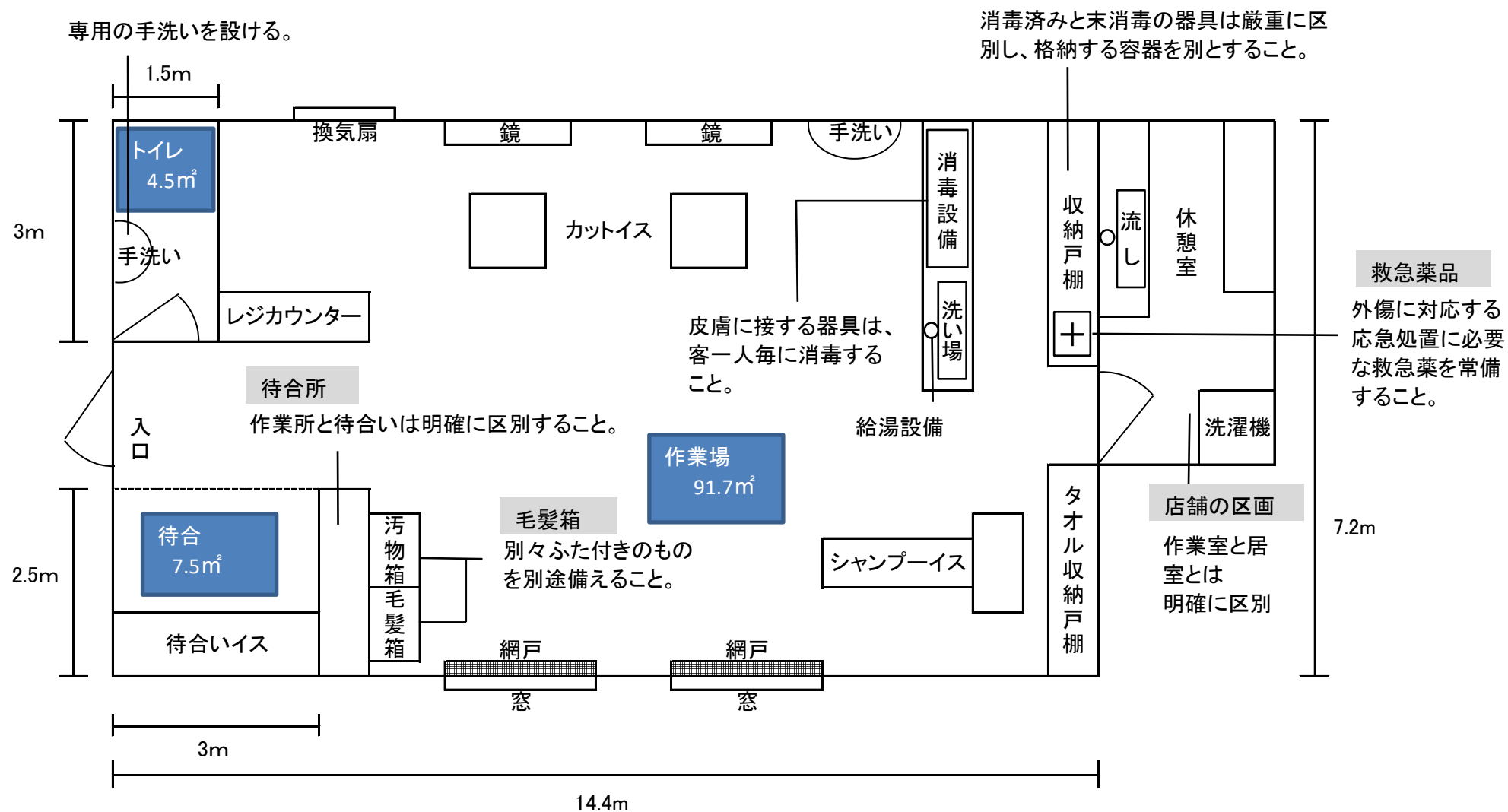


## (例)理・美容所施設基準の概要



- ・作業室の床面積は理(美)容イスが2台までは9.9<sup>㎡</sup>以上、2台を超えると1台増すごとに3.3<sup>㎡</sup>以上増す。
- ・床、腰板(壁)はコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料とする。
- ・天井は、じんあいの落下を防ぎ、掃除しやすい構造とする。
- ・消毒設備は、エタノール、紫外線消毒器等を用意する。
- ・作業場はトイレ、待合、休憩室を除くこと。